本号で公布された法令のあらまし

◇地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

1　地方交付税の総額の特例

㈠　地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二四年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として、二一四億円を加算することとした。（地方交付税法附則第四条、特別会計に関する法律附則第九条関係）

㈡　補正予算により増額された平成二四年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（改正法附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（法律第二号）（内閣府本府）

1　題名等

㈠　題名

法律の題名を「株式会社地域経済活性化支援機構法」とすることとした。（題名関係）

㈡　機構の目的

株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）

㈢　商号

株式会社企業再生支援機構の商号を「株式会社地域経済活性化支援機構」（以下「機構」という。）とすることとした。（第五条関係）

2　地域経済活性化支援委員会

企業再生支援委員会を「地域経済活性化支援委員会」とし、その決定事項を、再生支援等をするかどうかの決定のうち、認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものとすることとした。（第一五条及び第一六条関係）

3　業務の範囲（第二二条第一項関係）

機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加することとした。

㈠　特定信託引受決定の対象となった事業者に対して金融機関等（当該事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。）が有する全ての貸付債権の信託の引受け

㈡　特定出資決定の対象となった株式会社に対する優先株式による出資又は劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け

㈢　特定専門家派遣決定の対象となった者に対する地域経済の活性化に資する事業活動に関する専門家等の派遣

㈣　地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社の経営管理

4　業務の実施

㈠　再生支援決定等

(1)　機構は、再生支援決定等を行ったときは、速やかに主務大臣にその旨を報告しなければならないこととした。（第二五条第七項、第二八条第四項及び第三一条第二項関係）

(2)　再生支援決定は平成三〇年三月三一日までに行わなければならないこととした。（第二五条第八項関係）

㈡　債権等の譲渡その他の処分の決定等

機構は、再生支援決定等の日から五年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないこととした。（第三三条関係）

㈢　公表

機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要な事項を公表しなければならないこととした。（第三四条関係）

㈣　社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例

裁判所は、機構が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮しなければならないこととした。（第三四条の二及び第三四条の三関係）

5　国庫納付金

機構は、剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができることとした。（第四〇条の二関係）

6　金融機関等との連携

機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならないこととした。（第六四条関係）

7　附則

この法律の施行期日を定めること、この法律の施行に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四三号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、原子力発電施設周辺地域防災対策交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四四号）（環境省）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二四年法律第五七号）の施行期日は、平成二五年四月一日とすることとした。

◇使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（政令第四五号）（環境省）

1　小型電子機器等

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「法」という。）において、その使用を終了した場合に再資源化の対象となる小型電子機器等を定めることとした。（第一条関係）

2　認定の申請者等の使用人

再資源化事業計画に記載しなければならない申請者の使用人並びに欠格要件の判断の対象となる申請者及びその委託先の者の使用人を定めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　委託の基準

認定事業者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された者に委託する場合の基準を定めることとした。（第四条関係）

4　施行期日等（附則関係）

㈠　この政令は、法の施行の日（平成二五年四月一日）から施行することとした。

㈡　関係政令について所要の改正を行うこととした。